

浜松市いなさ金指農園運営要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市いなさ金指農園運営要綱第17条の規定に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2 遵守事項

要綱第6条の規定による市民農園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民農園を目的以外のことに利用すること。
- (2) ごみ、汚物等の廃物を捨て、又放棄すること。
- (3) 著しい悪臭及び騒音を立てること。
- (4) その他公の秩序や善良な風俗を害すること。

第3 賃借料の納付

要綱第9条の規定による賃借料は、市長が発行する納入通知書により指定された金融機関に納入するものとする。

- 2 年度の途中で要綱第6条により契約を締結した利用者は、年間賃借料を月割り計算した賃借料を、指定日までに納入するものとする。

第4 利用の辞退届

利用者は利用期間内に善良な管理ができなくなったときは、速やかに利用辞退届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

第5 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施する。
- 2 引佐町編入の日前に、引佐町市民農園に関する条例施行規則（平成12年3月30日規則第4号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要領によりなされたものとみなす。